5 17 5	NO.11	
事業の種類		港湾・漁港・海岸
環境 概要	竟配慮の 要	アマモ場の保全(アマモの移植)
事	業名	海域環境創造事業
事	業主体	広島県(担当機関:尾三地域事務所建設局港湾建設課)
実力	施場所	広島県三原市和田沖町沖
実力	施期間	平成12年度~平成13年度(国庫補助事業)
事業概要	全体事業	約160百万円(補助事業)
	施工区間]等 尾道糸崎港(貝野地区),施工面積7,800㎡
	事業の目・経緯	
環境配慮の内容	工法等 (1)改修事業で整備する岸壁の埋立工事ならびに泊地の浚渫工事により消滅するアマモを隣接する箇所へ移植した。 (2)埋立工事区域内にあるアマモを底泥ごと特殊なバケットで採取し、移植先へ運搬し移植する。採取の際にはアマモの根が30cm程度あることを考慮し、30~50cm程度の底泥ごと採取する。また、移植後、整形を施すことによりアマモが底泥から脱落することを防止する。	
施工後の状況	効果 ・平成 1 程度で	4年6月時点での潜水士による目視調査の結果では,移植先のアマモ活着率は6~7割 5る。
留意点等	する方 を行い ・直接移 ・アマモ	法の選定にあたっては,粘土結着法(粘土で固定した苗を潜水士が手作業によって移植 法)と直接移植工法(特殊バケットにて底泥ごと採取して移植する工法)の試験施工等,経済性等から直接移植工法を採用した。 直工法においても複数案を検討し,経済性等から移植パターンを決定した。 D移植については施工事例も少なく,保全措置の効果または影響が不確定なため,移植 F間は詳細なモニタリング調査が必要である。

